

(証券コード 1969)
平成26年6月2日

株主各位

東京都千代田区神田駿河台四丁目2番地5

高砂熱学工業株式会社

取締役社長 大内 厚

第134回定時株主総会招集ご通知の訂正について

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、同封にてお送り申しあげました当社「第134回定時株主総会招集ご通知」の一部に誤記がございましたので、ここに深くお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正させていただきます。

敬 具

記

50頁 監査役会の監査報告

監査報告書

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

(訂正箇所は下線部分であります。)

(訂正前)

四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員~~の地位の維持~~を目的とするものではないと認めます。

(訂正後)

四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている基本方針にの実現に資する特別な取組みについては、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員~~の地位の維持~~を目的とするものではないと認めます。

以 上

(証券コード 1969)
平成26年6月2日

株主各位

東京都千代田区神田駿河台四丁目2番地5

高砂熱学工業株式会社

取締役社長 大内 厚

第134回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第134回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成26年6月26日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

~~~~~ お願い ~~~~~

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(お知らせ)

株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tte-net.co.jp>) に掲載させていただきます。

記

1. 日 時 平成26年 6 月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区大手町一丁目 3 番 2 号
経団連会館 5 階会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項

第134期（平成25年 4 月 1 日から平成26年 3 月31日まで）事業報告、連結計算書類、計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第 1 号議案 剰余金の処分の件
- 第 2 号議案 定款一部変更の件
- 第 3 号議案 取締役10名選任の件
- 第 4 号議案 監査役 3 名選任の件
- 第 5 号議案 監査役の報酬等の額改定の件

以 上

(添付書類)

第 134 期 事 業 報 告

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、円安基調や株式市場が堅調に推移するなか、各種政策効果等を背景に輸出環境の改善や生産の増加から企業収益が改善し、また、設備投資に持ち直しの動きが見られるなど、国内景気は緩やかな回復が続きました。

当社関連の空調業界におきましては、公共投資・民間設備投資ともに第2四半期以降は堅調に推移し、消費税率引き上げに伴う需要も見られたものの、受注競争の激化や労務費上昇等もあいまって、引き続き厳しい経営環境となりました。

このような状況のもとで、当社は、中期経営計画最終年度において、本社および事業本部の組織をフラット化し、現業機能をさらに強化することを目的とした機構改革を行うとともに、グループの総力を挙げて採算性重視の受注活動、リニューアルやエンジニアリングといった重点分野への経営資源集中、設計・施工技術力の強化、資材調達合理化、あらゆるコスト削減など収益力の強化に取り組んでまいりました。計画策定後の経済情勢等の変化もあり、中期経営計画との比較では、連結受注高は目標の2,600億円を達成いたしました。連結経常利益は目標の100億円に対し91億円と届きませんでした。また、平成24年3月から当社の子会社となった株式会社丸誠(コード番号:2434、JASDAQ市場(スタンダード))が業績に貢献するとともに、国際事業は目標の「連結売上高の10%」を1年前倒しで達成することができました。さらに、組織改革による経営基盤強化等、一定の成果を得ることができました。

また、新たな取組みとして、平成25年7月、当社グループの省エネシステムや技術を常設展示する「グリーン・エアプラザ」を東京に開設し、ソリューションおよびコンサルティング情報の発信ならびにコミュニケーションを通じて顧客のニーズを引き出す需要喚起型の営業活動を強化してまいりました。

海外展開に関しましては、インドネシアに現地法人「PT.タカサゴインドネシア」を設立するとともに、ミャンマーに事務所を設置するなど、今後の経済成長が見込まれる国や国内製造拠点等の海外移転の動きに対応すべく、事業の強化に取り組んでまいりました。また、当連結会計年度から、中期経営計画に基づき、重要性が増したタカサゴベトナムCo., Ltd.を連結の範囲に含めました。あわせて、海外拠点を統括する海外事業部を「国際事業部」に改称し、当社グループのグローバル化を強力に推進する方針を明確にいたしました。

平成26年3月には、子会社の株式会社丸誠とのシナジー効果をより一層高めるべく、同社を完全子会社とし、当社と連携して建物の保守管理・運転管理事業の運営を行うこと、および、同社と当社の完全子会社である高砂エンジニアリングサービス株式会社との合併により同事業におけ

る技術力を一層強化し、株式会社丸誠の顧客基盤の拡大やコスト構造の見直し等を図ることが、当社グループの企業価値を最大化するために有益であるとの結論に至りました。そこで、当社は、平成26年3月20日、当社を株式交換完全親会社とし、株式会社丸誠を株式交換完全子会社とする株式交換（簡易株式交換）を平成26年10月1日を効力発生日として行うことを決議いたしました。また、株式会社丸誠および高砂エンジニアリングサービス株式会社は、同日、上記株式交換の効力発生を条件として、株式会社丸誠を吸収合併存続会社、高砂エンジニアリングサービス株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（簡易合併）を平成26年10月1日を効力発生日として行うことを決議いたしました。

これらの結果、当連結会計年度における業績は次のとおりであります。

なお、本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

(1) 受注高

当連結会計年度の受注高は、前連結会計年度を4.1%上回る2,642億80百万円となりました。

一般設備は前連結会計年度を8.3%上回る1,704億20百万円、産業設備は前連結会計年度を3.4%下回る871億01百万円となった結果、設備工事事業は前連結会計年度を4.0%上回る2,575億22百万円となりました。設備機器の製造・販売事業は、前連結会計年度を5.7%上回る65億94百万円となりました。また、その他は、前連結会計年度を3.5%下回る1億63百万円となりました。その構成比は、一般設備が64.5%、産業設備が32.9%、あわせた設備工事事業は97.4%、設備機器の製造・販売事業が2.5%、その他が0.1%であります。

(2) 売上高

当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度を4.4%下回る2,373億89百万円となりました。

一般設備は前連結会計年度を2.5%下回る1,527億96百万円、産業設備は前連結会計年度を8.9%下回る775億08百万円となった結果、設備工事事業は前連結会計年度を4.8%下回る2,303億05百万円となりました。設備機器の製造・販売事業は、前連結会計年度を7.2%上回る69億19百万円となりました。また、その他は、前連結会計年度を3.5%下回る1億63百万円となりました。その構成比は、一般設備が64.4%、産業設備が32.6%、あわせた設備工事事業は97.0%、設備機器の製造・販売事業が2.9%、その他が0.1%であります。

(3) 利益

当連結会計年度の利益は、売上高は減少したものの、工事採算性の改善等により、営業利益は前連結会計年度を117.9%上回る77億80百万円、経常利益は前連結会計年度を91.4%上回る91億09百万円となりました。また、当期純利益は、前連結会計年度を83.5%上回る40億11百万円となりました。

(4) 繰越高

当連結会計年度末の繰越高は、前連結会計年度末を16.3%上回る1,921億70百万円となりました。

(5) 事業種類別の受注高・売上高・繰越高

事業の種類	前連結会計年度末 繰越高	当連結会計年度 受注高	当連結会計年度 売上高	当連結会計年度末 繰越高
設備工事業	163,039 ^{百万円}	257,522	230,305	190,255
設備機器の製造 ・販売事業	2,239 ^{百万円}	6,594	6,919	1,914
その他	— ^{百万円}	163	163	—
合計 (うち海外)	165,278 ^{百万円} (18,567)	264,280 (42,050)	237,389 (29,937)	192,170 (30,679)

(注) 当連結会計年度から、中期経営計画に基づき、重要性が増したタカサゴベトナムCo., Ltd. を連結の範囲に含めております。このことに伴い、設備工事業における当連結会計年度受注高は3億02百万円、当連結会計年度売上高は10億02百万円、当連結会計年度末繰越高は3百万円それぞれ増加しております。

以下、各事業の状況は、事業の種類間の内部売上高等を含めて記載しております。

(設備工事業)

売上高は前連結会計年度を4.8%下回る2,303億06百万円となり、営業利益は前連結会計年度を136.9%上回る71億70百万円となりました。

(設備機器の製造・販売事業)

売上高は前連結会計年度を4.9%上回る86億31百万円となり、営業利益は前連結会計年度を18.1%上回る5億90百万円となりました。

(その他)

売上高は前連結会計年度を3.3%下回る1億79百万円となり、営業利益は前連結会計年度を60.5%下回る20百万円となりました。

2. 資金調達の状況

当連結会計年度中は、社債または株式の発行等による資金調達は行っておりません。

また、当社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関6社と総額30億円の貸出コミットメント契約を締結しております。

なお、当連結会計年度末の実行残高はありません。

3. 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は9億62百万円であり、その主なものは設備工事業におけるソフトウェアの取得および当社における東京都千代田区に保有する土地の有効活用を目的とした学生向け賃貸施設の新設（建設中、平成27年3月竣工予定）であります。

4. 重要な組織再編等

本事業報告「I. 企業集団の現況に関する事項 1. 事業の経過およびその成果」（3頁から4頁）に記載のとおり、当社は、平成26年3月20日、株式会社丸誠との間で当社を株式交換完全親会社とし、株式会社丸誠を株式交換完全子会社とする株式交換（簡易株式交換）（効力発生日：平成26年10月1日）を行うことを決議しております。また、当社の子会社である株式会社丸誠および高砂エンジニアリングサービス株式会社は、同日、かかる株式交換の効力発生を条件として、株式会社丸誠を吸収合併存続会社、高砂エンジニアリングサービス株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（簡易合併）（効力発生日：平成26年10月1日）を行うことを決議しております。

5. 財産および損益の状況

(1) 企業集団の財産および損益の状況

区 分	平成22年度 第131期	平成23年度 第132期	平成24年度 第133期	平成25年度 第134期 (当連結会計年度)
受 注 高	百万円 207,283	221,431	253,918	264,280
売 上 高	百万円 213,175	215,464	248,430	237,389
営 業 利 益	百万円 5,205	5,214	3,570	7,780
経 常 利 益	百万円 5,910	6,695	4,760	9,109
当 期 純 利 益	百万円 3,003	4,269	2,186	4,011
1株当たり当期純利益	円 38.72	55.23	28.74	53.24
総 資 産	百万円 175,166	197,434	207,465	217,132
純 資 産	百万円 81,786	85,771	93,932	97,416

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式控除後）により算出し、小数点第3位を四捨五入して表示しております。
2. 当社においては、請負工事に係る収益の計上基準について、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号）および「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号）を適用しております。

(2) 当社の財産および損益の状況

区 分	平成22年度 第131期	平成23年度 第132期	平成24年度 第133期	平成25年度 第134期 (当事業年度)
受 注 高	187,474 ^{百万円}	195,744	191,912	200,897
売 上 高	192,203 ^{百万円}	195,049	196,662	185,654
営 業 利 益	4,483 ^{百万円}	4,422	1,420	5,920
経 常 利 益	5,450 ^{百万円}	5,280	2,805	7,134
当 期 純 利 益	2,856 ^{百万円}	2,400	1,658	3,186
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	36.83 ^円	31.02	21.70	42.13
総 資 産	162,541 ^{百万円}	177,414	182,184	187,819
純 資 産	76,731 ^{百万円}	77,599	82,304	83,931

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式控除後）により算出し、小数点第3位を四捨五入して表示しております。
2. 請負工事に係る収益の計上基準については、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号）および「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号）を適用しております。

6. 対処すべき課題

当社を取り巻く事業環境の今後の見通しにつきましては、欧州政府債務問題やアジア地域の成長鈍化など不透明な要因はあるものの、海外経済の持ち直しと国内企業の収益改善を背景に、国内景気は緩やかに回復基調を続けるものと思われまます。

空調業界におきましては、公共投資、民間設備投資ともに、改善傾向で推移することが予想されるものの、競争激化や消費税率引き上げに伴う需要の反動の影響等により、厳しい経営環境が続くものと思われまます。

このような情勢のもと、当社は、平成26年2月、10年後の創立100周年に向けた長期経営構想「GReeN PR!DE 100」を策定し、「顧客の期待に応え、信頼・信用され続ける企業グループ」、「グローバル市場で存在感を認められる環境企業」、「地球環境に貢献する環境ソリューションプロフェッショナル」を当社グループの目指す姿といたしました。また、その実現に向けた変革の基礎づくりとして、平成26年4月から、新たな3か年中期経営計画「iNnovate on 2016」を開始いたしました。中期経営計画においては、「現場力の強化」「人財育成至上主義」「安定的な収益確保」を重点取組課題としております。「現場力の強化」では、計画性の高い現場づくりや現場への優先的資源配分を行うとともに、CRM（カスタマー・リレーションシップ・マネジメント）を強化し、顧客の潜在ニーズに働きかけるセールスエンジニアリングを展開してまいります。「人財育成至上主義」では、当社グループを支える人財の育成に取り組んでまいります。「安定的な収益確保」では、戦略的な人員シフトと採算性を重視した受注活動を徹底してまいります。加えて、当社グループのバリューチェーンの構築を通じて、重複事業の集約や事業シナジー強化に向けた再編・統合、新規事業の展開を推進するとともに、グローバル展開につきましては新規拠点の開設や収益源の多様化、ナショナルスタッフの幹部登用を含む積極活用を行ってまいります。

なお、当社は、平成25年9月、北陸新幹線の設備工事の入札に関して、独占禁止法違反の疑いがあるとして公正取引委員会の立入検査を受け、当社および当社関係者が、平成26年3月、同法違反の容疑により、東京地方検察庁から起訴されました。また、当社は、同年3月に国土交通省から指名停止措置を受けております。

株主の皆様は、多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを心からお詫び申し上げます。

当社は、このたびの事態を厳粛かつ真摯に受け止め、原因の究明など再発防止に必要な社内調査の実施と具体的な再発防止策の策定を進めるとともに、本件に関する事実の確認および原因の究明ならびに再発防止策の妥当性に関する客観的な評価および提言を得ることを目的に、当社から独立した社外の有識者・専門家から構成される「社外調査委員会」を設置しております。役員一同、法令遵守の一層の徹底に取り組み、早期の信頼回復に最善を尽くしてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

7. 主要な事業内容（平成26年3月31日現在）

(1) 設備工事事業

当社は、建設業法に基づき国土交通大臣の許可を受け、管工事業、機械器具設置工事業、消防施設工事業、電気工事業、電気通信工事業、建築工事業等を行っております。また、株式会社丸誠（同社の子会社を含みます。）は、ビルメンテナンスを、高砂エンジニアリングサービス株式会社は、空調設備の保守・点検、運転管理等を行っております。一方、海外においては、高砂建築工程（北京）有限公司は、空調設備の技術を核として建築および建築設備工事の請負を、タカサゴシンガポール Pte. Ltd. は、クリーンルーム・ユーティリティ・空調・電気・衛生・消火設備工事のコンストラクションマネジメント・設計・施工を、高砂熱学工業（香港）有限公司は、空調・衛生・電気設備工事の設計・施工を、タカサゴベトナムCo., Ltd. は、空調・換気・給排水・衛生工事の設計・施工ならびに機器・材料の仲介を、タイタカサゴCo., Ltd. およびT. T. E. エンジニアリング（マレーシア）Sdn. Bhd. は、空調・衛生・電気設備工事の設計・施工を行っております。

(2) 設備機器の製造・販売事業

日本ピーマック株式会社および日本フローダ株式会社は、空調機器等の設計・製造・販売の事業を行っております。

(3) その他

日本開発興産株式会社は、不動産の売買・賃貸、保険代理店等の事業を行っております。

8. 主要な営業所および工場（平成26年3月31日現在）

(1) 設備工事事業

会社名	主要な営業所および工場		
当 社	本社（東京都） 東日本事業本部（"） 東京本店（"） 横浜支店（神奈川県） 関信越支店（東京都） 東北支店（宮城県） 札幌支店（北海道）	西日本事業本部（大阪府） 大阪支店（"） 名古屋支店（愛知県） 九州支店（福岡県） 広島支店（広島県）	エンジニアリング事業本部（東京都） 環境ソリューション事業部（"） 国際事業部（"）
(株) 丸 誠	本社（東京都） 東京事業部（"） F S 事業部（"）	S S 事業部（東京都） 千葉事業部（千葉県） 京浜事業部（神奈川県）	東日本事業部（埼玉県） 西日本事業部（大阪府）
高砂エンジニアリングサービス(株)	本社（東京都）	大阪支店（大阪府）	名古屋支店（愛知県）
高砂建築工程（北京）有限公司	本社（中国北京市） 上海支店（中国上海市） 蘇州支店（中国江蘇省蘇州市）	広州支店（中国広東省広州市） 東莞支店（中国広東省東莞市） 天津支店（中国天津市）	
タカサゴシンガポール Pte. Ltd.	本社（シンガポール）		
高砂熱学工業（香港）有限公司	本社（香港）	マカオ支店（マカオ）	
タカサゴベトナム Co., Ltd.	本社（ハノイ）	ホーチミン支店（ホーチミン）	
タイタカサゴ Co., Ltd.	本社（バンコク）		
T.T.E. エンジニアリング(マレーシア) Sdn. Bhd.	本社（クアラルンプール） ペナン支店（ペナン） ジョホールバル支店（ジョホールバル）	クチン支店（クチン） クリム支店（クリム）	

(2) 設備機器の製造・販売事業

日本ピーマック(株)	本社（神奈川県） 工場（"）	東京本店（東京都） 大阪支店（大阪府）	名古屋支店（愛知県）
日本フローダ(株)	本社（東京都）	東京支店（東京都）	大阪支店（大阪府）

(3) その他

日本開発興産(株)	本社（東京都）	大阪支店（大阪府）	
-----------	---------	-----------	--

9. 従業員の状況（平成26年3月31日現在）

(1) 企業集団の従業員の状況

事業の種類	従業員数	前連結会計年度末比増減
設備工事事業	4,119名	84名増
設備機器の製造・販売事業	277	10名増
その他	9	1名減
合計	4,405	93名増

(注) 主に、当連結会計年度から、タカサゴベトナムCo., Ltd. を連結の範囲に含めたことによる増加であります。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,850名	9名減	42.8歳	18.8年

10. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
(株) 丸 誠	419百万円	64.4 %	ビルメンテナンス
高砂エンジニアリングサービス(株)	100百万円	100.0	空調設備の保守・点検、 運転管理
高砂建築工程(北京)有限公司	25,533千人民元	100.0	建築および建築設備工事の請負
タカサゴシンガポールPte. Ltd.	5,578千シンガポールドル	100.0	クリーンルーム・ユーティリティ・ 空調・電気・衛生・消火設備 工事のコンストラクション マネジメント・設計・施工
高砂熱学工業(香港)有限公司	5,000千香港ドル	100.0	空調・衛生・電気設備 工事の設計・施工
タカサゴベトナムCo., Ltd.	16,953百万ベトナムドン	100.0	空調・換気・給排水・衛生 工事の設計・施工ならびに 機器・材料の仲介
タイタカサゴCo., Ltd.	20,000千タイバーツ	49.0	空調・衛生・電気設備 工事の設計・施工
T.T.E.エンジニアリング(マレーシア)Sdn. Bhd.	1,000千マレーシアリンギット	30.0	空調・衛生・電気設備 工事の設計・施工
日本ピーマック(株)	390百万円	100.0	空調機器等の設計・製造・販売
日本フローダ(株)	200百万円	100.0	空調機器等の設計・製造・販売
日本開発興産(株)	50百万円	100.0	不動産の売買・賃貸、 保険代理店等

- (注) 1. 連結子会社は、上記に(株)丸誠の完全子会社2社(株)丸誠環境システムズ、(株)エム・エス・エス)およびTTEマレーシアホールディングスSdn. Bhd.を加えた14社であります。
2. 当連結会計年度から、中期経営計画に基づき、重要性が増したタカサゴベトナムCo., Ltd.を連結の範囲に含めております。
3. タイタカサゴCo., Ltd.およびT.T.E.エンジニアリング(マレーシア)Sdn. Bhd.は、当社の出資比率が100分の50以下となっておりますが、実質的に支配しているため子会社としております。なお、T.T.E.エンジニアリング(マレーシア)Sdn. Bhd.については、当社は、その株主(出資比率100分の70)であるTTEマレーシアホールディングスSdn. Bhd.の株主に対して貸付けを行っていること等から、T.T.E.エンジニアリング(マレーシア)Sdn. Bhd.を実質的に支配していると判断しております。
4. 当社は、平成26年10月1日をもって株式交換により(株)丸誠を完全子会社とする予定であります。
5. (株)丸誠および高砂エンジニアリングサービス(株)は、上記4.の株式交換の効力発生を条件として、平成26年10月1日をもって、(株)丸誠を存続会社、高砂エンジニアリングサービス(株)を消滅会社とする吸収合併を行い、商号を高砂丸誠エンジニアリングサービス(株)に変更する予定であります。
6. 当社の出資比率は、小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。

11. 主要な借入先および借入額（平成26年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
(株) 三 菱 東 京 U F J 銀 行	927 <small>百万円</small>
(株) み ず ほ 銀 行	730
(株) 三 井 住 友 銀 行	500

II. 株式に関する事項（平成26年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 200,000,000株
2. 発行済株式の総数 75,097,831株（自己株式 8,667,937株を除く）
3. 株主数 5,969名（前事業年度末比 1,055名減）
4. 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日 本 生 命 保 険 (株)	4,560 ^{千株}	6.07%
第 一 生 命 保 険 (株)	4,230	5.63
高 砂 熱 学 従 業 員 持 株 会	3,950	5.26
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 (株) (信託口)	2,695	3.58
(株) 三 菱 東 京 U F J 銀 行	2,346	3.12
高 砂 共 栄 会	2,180	2.90
(株) み ず ほ 銀 行	2,177	2.89
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 (株) (信託口)	1,712	2.28
ザ バ ン ク オ ブ ニ ュ ー ヨ ー ク メ ロ ン エ ス エ ー エ ヌ ブ イ 1 0	1,365	1.81
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウント	1,312	1.74

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、自己株式（8,667千株）を控除して計算しております。
 3. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

Ⅲ. 新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名称	新株予約権の数	保有人数	新株予約権の目的である株式の種類および数	新株予約権の払込金額	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権の行使期間
第1回 株式報酬型 新株予約権	324個	当社取締役 (社外取締役を 除く) 9名	当社普通株式 32,400株	新株予約権 1個当たり 48,800円 (1株当たり 488円) (注) 1.	新株予約権 1個当たり 100円 (1株当たり 1円)	平成23年 8月12日～ 平成53年 8月11日
第2回 株式報酬型 新株予約権	373個	当社取締役 (社外取締役を 除く) 9名	当社普通株式 37,300株	新株予約権 1個当たり 47,900円 (1株当たり 479円) (注) 1.	新株予約権 1個当たり 100円 (1株当たり 1円)	平成24年 8月11日～ 平成54年 8月10日
第3回 株式報酬型 新株予約権	253個	当社取締役 (社外取締役を 除く) 9名	当社普通株式 25,300株	新株予約権 1個当たり 71,900円 (1株当たり 719円) (注) 1.	新株予約権 1個当たり 100円 (1株当たり 1円)	平成25年 8月16日～ 平成55年 8月15日

(注) 1. 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」といいます。）は、会社法第246条第2項の規定に基づき、金銭の払込みに代えて当社に対して有する報酬債権をもって相殺するものとします。

2. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

3. 新株予約権の主な行使条件

(1) 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日（以下「地位喪失日」といいます。）の翌日以降、新株予約権を行使することができます。ただし、この場合、新株予約権者は、地位喪失日の翌日から10日以内（10日目の日が営業日でない場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができます。

(2) 上記(1)ただし書にかかわらず、新株予約権者が新株予約権の行使期間内に死亡したことにより当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した場合は、相続開始後6月以内に限り、その相続人が、当社所定の手続に従い、当該新株予約権者が付与された権利の範囲内で新株予約権を行使できるものとします。ただし、相続人死亡による再相続は認めません。

(3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができません。

4. 上記の第1回株式報酬型新株予約権には、使用人として株式報酬型新株予約権の交付を受けた後に当社取締役に就任した者3名が保有する新株予約権72個を含んでおります。

5. 上記の第2回株式報酬型新株予約権には、使用人として株式報酬型新株予約権の交付を受けた後に当社取締役に就任した者1名が保有する新株予約権26個を含んでおります。

2. 当事業年度中に当社使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名称	発行決議の日	新株予約権の数	交付された者の人数	新株予約権の目的である株式の種類および数	新株予約権の払込金額	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権の行使期間
第3回 株式報酬型 新株予約権	平成25年 7月18日	381個	当社執行役員 (当社取締役を 兼任している 者および関係 会社からの執 行役員を除 く) 21名	当社普通株式 38,100株	新株予約権 1個当たり 71,900円 (1株当たり 719円) (注) 1.	新株予約権 1個当たり 100円 (1株当たり 1円)	平成25年 8月16日～ 平成55年 8月15日

(注) 1. 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」といいます。）は、会社法第246条第2項の規定に基づき、金銭の払込みに代えて当社に対して有する報酬債権をもって相殺するものとします。

2. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

3. 新株予約権の主な行使条件

(1) 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日（以下「地位喪失日」といいます。）の翌日以降、新株予約権を行使することができます。ただし、この場合、新株予約権者は、地位喪失日の翌日から10日以内（10日目の日が営業日でない場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができます。

(2) 上記(1)ただし書にかかわらず、新株予約権者が新株予約権の行使期間内に死亡したことにより当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した場合は、相続開始後6月以内に限り、その相続人が、当社所定の手続に従い、当該新株予約権者が付与された権利の範囲内で新株予約権を行使できるものとします。ただし、相続人死亡による再相続は認めません。

(3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができません。

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
大内 厚	代表取締役社長社長執行役員	—
川田 信雄	代表取締役副社長副社長執行役員営業統括兼西日本事業本部長	—
河原 肇	取締役専務執行役員経営企画本部長兼関係会社担当	—
谷口 笑雄	取締役専務執行役員東日本事業本部長兼東日本事業本部東京本店長	—
島 泰光	取締役専務執行役員管理本部長	—
渡部 純三	取締役常務執行役員エンジニアリング事業本部長兼海外現法関係担当	—
神杉 恵助	取締役常務執行役員技術本部長兼品質・環境・安全担当	—
松浦 卓也	取締役常務執行役員営業本部長	—
※ 高原 長一	取締役執行役員東日本事業本部東京本店副本店長	—
※ 松永 和夫	取締役	住友商事株式会社社外取締役 株式会社損害保険ジャパン顧問 一橋大学大学院国際企業戦略研究科特任教授
大和田 克美	常勤監査役	—
西村 眞二	常勤監査役	—
※ 西部 邦夫	常勤監査役	—
藤巻 克平	監査役	藤巻法律事務所弁護士

- (注) 1. 取締役の松永和夫氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、同氏は、平成26年4月1日付で、名古屋大学客員教授に就任いたしました。
2. 監査役の西村眞二氏および藤巻克平氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役の松永和夫氏および監査役の藤巻克平氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員に指定され、同取引所に対する届出がなされております。
4. 監査役の西村眞二氏は、第一生命保険㈱の出身であるところ、当社は、同社との間に工事の受注および保険の加入等、通常の営業取引関係を有しておりますが、当該取引については、当社の受注高および費用総額に占める割合は小さいこと等に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。
5. 当事業年度中の新任取締役および新任監査役
 ※印は平成25年6月27日開催の第133回定時株主総会において新たに選任され、同日就任いたしました取締役および監査役であります。
6. 当事業年度中の退任取締役および退任監査役
 取締役の正田良次、樋口裕幸、大垣 明の3氏および監査役の石井仲次郎氏は、平成25年6月27日開催の第133回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。

2. 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人数	報酬等の 総額	報酬等の種類別の総額			摘 要
			基本報酬	賞与	株式報酬型 ストック オプション	
取 締 役 (社外取締役を除く)	名 12	百万円 379	百万円 298	百万円 60	百万円 20	第130回定時株主 総会決議による取 締役の報酬限度額 550百万円（1事 業年度）
社外取締役	1	8	8	—	—	
監 査 役 (社外監査役を除く)	3	43	43	—	—	第126回定時株主 総会決議による監 査役の報酬限度額 80百万円（1事 業年度）
社外監査役	2	34	34	—	—	
合 計	18	465	384	60	20	

- (注) 1. 上記の取締役および監査役の支給人数には、平成25年6月27日開催の第133回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名ならびに監査役1名を含んでおります。
2. 上記の株式報酬型ストックオプションの額は、当事業年度において株式報酬費用として計上した額であります。

3. 各会社役員の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する事項

取締役および監査役の報酬については、株主総会の決議により取締役全員および監査役全員のそれぞれの報酬等の総額の最高限度額を決定しております。

当社は、指名報酬委員会の審議を経て、取締役会の決議により取締役の報酬等を決定いたします。当社の取締役の報酬等は、基本報酬、賞与および株式報酬型ストックオプションにより構成されております。基本報酬の額は各取締役の役位に応じて決定され、賞与の個人別支給額は各取締役の業績や職務、貢献度等を総合的に勘案し決定いたします。また、株式報酬型ストックオプションは、取締役の報酬と当社業績および株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲等を一層高めることを目的に、各取締役の役位に応じて決定いたします。なお、社外取締役に対する賞与および株式報酬型ストックオプションはございません。

監査役に対する報酬等については、基本報酬のみとし、各監査役の基本報酬の額は、各監査役の職務の内容・量・難易度や責任の程度等を総合的に勘案し、監査役の協議により決定いたします。その職務等に鑑み、監査役に対する賞与およびストックオプション等の株式関連報酬はございません。

4. 社外役員に関する事項

- (1) 他の法人等の業務執行者との重要な兼職に関する事項
該当事項はありません。
- (2) 他の法人等の社外役員等との重要な兼職に関する事項
取締役の松永和夫氏は、住友商事株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。
- (3) 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係（会社が知っているもののうち、重要なものに限る。）
該当事項はありません。
- (4) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	松 永 和 夫	平成25年6月27日の就任以来、当事業年度開催の取締役会10回中10回に出席し、主に行政分野における豊富な経験と識見を活かして独立した立場から、当社の経営上、有用な指摘、意見を述べております。
監 査 役	西 村 眞 二	当事業年度開催の取締役会12回中12回に出席、監査役会18回中18回に出席し、金融機関における豊富な経験と幅広い知識を活かして独立した立場から、当社の経営上、有用な指摘、意見を述べております。
監 査 役	藤 卷 克 平	当事業年度開催の取締役会12回中12回に出席、監査役会18回中18回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社の経営上、有用な指摘、意見を述べております。

(注) 社外取締役であった松永和夫氏、ならびに社外監査役であった西村眞二氏および藤巻克平氏は、本事業報告「I. 企業集団の現況に関する事項 6. 対処すべき課題」(9頁)に記載の独占禁止法違反の疑いにかかる事案について、公正取引委員会の立入検査前にはこれを認識しておりませんでした。日頃から法令遵守の観点から指摘、意見を述べており、また、当該事案判明後には、当該事案に関する事実の確認および徹底した原因の究明ならびに再発防止についての提言等を行っております。

(5) 責任限定契約に関する事項

当社は、平成18年6月29日開催の第126回定時株主総会で定款を変更し、社外取締役および社外監査役との責任限定契約に関する規定を設けており、また、現在の社外取締役1名および社外監査役2名との間で責任限定契約を締結しております。

当該規定に基づき当社が社外取締役および各社外監査役と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

社外取締役および社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

V. 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 責任限定契約に関する事項

当社は、平成18年6月29日開催の第126回定時株主総会で定款を変更し、会計監査人との責任限定契約に関する規定を設けておりますが、現時点では会計監査人と責任限定契約を締結しておりません。

3. 当事業年度に係る報酬等の額

区 分	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	86百万円
当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	92百万円

(注) 当社および㈱丸誠は、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、上記の報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

4. 非監査業務の内容

当社の重要な連結子会社のうち、高砂エンジニアリングサービス株式会社、日本ピーマック株式会社および日本フロダ株式会社は、当社の会計監査人に対して財務調査に関する合意された手続業務を委託し対価を支払っております。

5. 重要な連結子会社の計算関係書類の監査に関する事項

当社の重要な連結子会社のうち、高砂建築工程（北京）有限公司、タカサゴシンガポールPte. Ltd.、高砂熱学工業（香港）有限公司、タカサゴベトナムCo., Ltd.、タイタカサゴCo., Ltd.およびT. T. E. エンジニアリング（マレーシア）Sdn. Bhd. は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

6. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条第1項各号記載の事由のいずれかに該当するなど、その職務遂行に関する公正性を確保することができないものと合理的に疑うべき事情が存するときには、会計監査人の解任または不再任の検討を行い、必要に応じて、会計監査人の解任または不再任についての決定を行います。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求いたします。

また、監査役会は、会社法第340条第1項各号記載の事由のいずれかに該当するなど、その職務遂行に関する公正性を確保することができないものと合理的に疑うべき事情が存するときには、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

VI. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は、以下のとおりであります。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、企業倫理担当役員の任命、企業倫理委員会や相談窓口の設置、コンプライアンス推進の専任部署であるコンプライアンス室の設置、内部通報制度の充実を図るなど、コンプライアンス体制を整備いたします。
- (2) グループ役職員の基本的な行動基準を示したグループ行動指針を制定し、継続的な指導・教育・研修を通じてコンプライアンスの徹底を図ります。
- (3) 社外取締役の選任により取締役会における審議の活性化と更なる経営監督機能の強化を図ります。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の記録・保存、情報漏洩や不正使用の防止および情報の有効活用のため文書管理に関する規程や情報セキュリティ基本方針を定めるなど、会社情報の適正な管理体制を整備いたします。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理規程を定め、全社的なリスクマネジメントを推進するリスク管理委員会を設置するなど、リスク発生の未然防止を図る体制を整備いたします。
- (2) 危機管理規程を定め、リスクが顕在化した場合に迅速かつ適切な対応を行う危機管理会議を開催するなど、不測の事態に的確に対応できる体制を整備いたします。
- (3) 大規模災害に対応した事業継続計画を定めるなど、緊急事態の発生に対する事業継続力の向上を図ります。
- (4) 品質・安全・環境・コンプライアンス・情報・損益等の機能別リスクについては、対応する部門を定め、適切なリスク管理体制を整備いたします。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 執行役員制度の導入により経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を明確にし、迅速かつ効率的な経営を推進いたします。
- (2) 意思決定の迅速化や業務執行などの経営の効率化を図るため、業務分掌規程、職務権限規程、決裁基準などの規程を整備いたします。

5. 当社およびその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社における経営に関しては、その自主性を尊重しつつ、重要事項についての協議および報告ルールを関係会社管理規程に定めるなど経営管理体制を整備いたします。
- (2) 当社と基本的な考え方を共有するため、グループ共有ルールの制定や子会社各社の社内規程を整備することにより企業集団としてのリスク管理体制やコンプライアンス体制を構築いたします。

- (3) 内部監査室による監査を実施するとともに、必要に応じて当社より取締役および監査役を派遣すること等を通じて子会社の適正な業務執行を監視いたします。
- (4) 財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な内部統制体制を整備いたします。
6. **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**
監査役職務を補助するため監査役室を設置し、監査役の求めに応じて監査役職務を補助する使用人を選任し、監査役室に配置いたします。
7. **監査役を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項**
監査役職務を補助する使用人の人事に関する事項は、監査役と協議して決定いたします。
8. **取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**
取締役および使用人から監査役への報告事項については、監査役監査環境整備規程を制定し、法定事項のほか当社や子会社に著しい損害を及ぼす事象、社内不祥事や法令違反等の重大な不正行為、内部監査の結果や内部通報の状況などについて報告する体制を整備いたします。
9. **その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制**
(1) 代表取締役社長は、監査役と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況および監査上の重要課題について意見交換を行い、相互の意思疎通を図ります。
(2) 監査役と内部監査室および会計監査人が、定期的に監査の状況について協議し、情報の共有と連携を図り、効果的かつ効率的な監査を行います。
10. **反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況**
反社会的勢力・団体との関係を遮断するため、グループ行動指針に反社会的勢力・団体に対しては断固とした態度で対応し一切の関係を持たない旨を定め、教育・研修を通じた周知徹底や外部専門機関との連携を図るなど、実践的対応が可能な社内体制を整備いたします。

VII. 株式会社の支配に関する基本方針

1. 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、創業以来、「最高の品質創り、特色ある技術開発、人材育成」という経営理念に基づき、一般空調、工場空調、地域冷暖房施設、原子力関連の空調設備、除湿設備など「熱と空気に関するエンジニアリング」を中心とした建築設備工事業を営んでおり、これらについて、独自の技術によって安全かつ高品質なサービスを提供し続けることにより、企業価値・株主共同の利益の確保・向上に努めてまいりました。

そして、当社の企業価値の源泉は、①高い技術力・開発力を持つ個々の社員と個々の社員の能力に基づく最先端かつ独創的な技術力・開発力、②空調・熱源設備の施工業者として蓄積してきたノウハウや実績、③長年にわたり培ってきた事業会社などの顧客や高い施工能力を有する協力会社との信頼関係、および④顧客重視・現場重視の企業文化および健全な財務体質を継続的に維持することによる優良な顧客の開拓・維持などにあります。

当社は、株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。しかしながら、株式の大量買付の中には、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。そして、当社株式の大量買付を行う者が上記の当社の企業価値の源泉を理解し、中長期的に確保し、向上させられる者でない場合には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

2. 基本方針実現のための取組みの具体的な内容の概要

基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社取締役会は、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを実現するために、平成23年4月に中期経営計画として、建築設備の企画から新築、アフターサービスを経てリニューアルまでのライフサイクルにわたり、ハードだけでなく各種サービスを提供するワンストップサービスと、空調だけでなく衛生、電気等の周辺設備工事も併せて提供するワンストップサービス、この「二つのワンストップサービス」を通じて差異化を図り、顧客設備の省エネルギー・CO₂削減に貢献する環境ソリューション事業を展開することを基本方針として定め、諸施策を実施してまいりました。また、平成26年2月には、長期経営構想を策定し、その第1ステップと位置付けた平成26年4月からの新たな中期経営計画におきましても、引き続き、「顧客最優先」「現場第一主義」の考えに基づき、採算性重視の受注活動を推進するとともに重点分野への経営資源集中により、収益の拡大と持続的な成長を実現するべく事業構造改革を進めております。

平成26年3月期においては、引き続き、省エネルギー・環境対策に注力した技術開発を行いました。データセンターの電力低消費化に貢献する新たな高効率空冷パッケージ空調機を株式会社関電エネルギーソリューション、株式会社東芝および東芝キャリア株式会社と共同開発し、販売を開始いたしました。また、配管設備の試運転前の洗浄作業に際し、排水せず、廃棄物の大幅な削減が可能な「配管フラッシング排水レスシステム」の開発を完了し、平成26年4月から、子会社の株式会社丸誠が本システムを用いたサービスを展開しております。さらに、医薬・製薬・合成化学分野の研究開発などに用いるドラフトチャンバ給排気システムにおいて、高速動作と安定制御を両立した、新たなVAVシステム（可変風量システム）を開発いたしました。加えて、稼働中の設備において、停止することなく容易に取付けが可能であるとともに、低コストを実現する配管表面設置型簡易熱量計「GLight's（ジーライト）」を子会社の日本ピーマック株式会社と製品化に向けた開発を進めました。

当社グループの情報発信拠点「グリーン・エアプラザ」においては、配管表面設置型簡易熱量計「GLight's（ジーライト）」や二酸化塩素ガス殺菌消毒サービス「TSCLOO（ティエスクロー）」、データセンター向けに温熱環境を計測、分析、解析する「グリーン・エアIDC（アイディーシー）」で使うチューニングツールを新たに展示し、実際の製品をご覧くださいことにより、認知度の拡大を図るとともに顧客のニーズを引き出す需要喚起型の営業活動を強化してまいりました。今後、省エネルギー・環境保全に資する新技術・新商品開発や事業化を推進してまいります。

コーポレート・ガバナンスにつきましては、取締役の人数適正化・任期短縮を行うとともに、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を明確にし、迅速かつ機動的な経営を行うため、執行役員制度を導入しております。当社は、業務執行部門である取締役および執行役員が機動的な業務執行を行うこと、また、監査役、会計監査人および内部監査室が相互に連携をとり、実効性のある監査を行うことにより経営の透明性を高めております。平成25年6月27日開催の第133回定時株主総会において、取締役会の監督機能を強化すべく、社外取締役1名を選任いたしました。

なお、平成26年6月27日開催の第134回定時株主総会に提出予定の第3号議案（取締役10名選任の件）において、上記の社外取締役1名を再任するとともに、新たに社外取締役1名を選任し、社外取締役を2名とする予定であります。また、同定時株主総会に提出予定の第2号議案（定款一部変更の件）において監査役の員数を4名以内から5名以内に変更することについて原案どおり承認可決されることを条件として、第4号議案（監査役3名選任の件）において、監査機能を

強化すべく、社外監査役1名を増員し、社外監査役を3名とする予定であります。詳細につきましては、株主総会参考書類の記載（本招集ご通知52頁から61頁）をご参照ください。

3. 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

上記2.に記載した企業価値向上のための取組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針の実現に資するものです。従って、これらの施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

連結貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	166,312	流 動 負 債	113,461
現金預金	46,253	支払手形・工事未払金等	62,184
受取手形・完成工事未収入金等	107,209	短期借入金	4,379
有価証券	54	未払金	24,696
未成工事支出金等	3,482	未払法人税等	2,854
繰延税金資産	2,128	未成工事受入金	5,162
その他の	7,302	役員賞与引当金	123
貸倒引当金	△119	完成工事補償引当金	630
		工事損失引当金	2,864
		独占禁止法関連損失引当金	719
		その他の	9,847
固 定 資 産	50,819	固 定 負 債	6,253
有形固定資産	6,268	長期借入金	68
建物・構築物	2,700	長期未払金	85
機械・運搬具	197	退職給付に係る負債	1,184
工具器具・備品	1,066	役員退職慰労引当金	154
土地	1,969	繰延税金負債	4,112
建設仮勘定	334	その他の	649
		負債合計	119,715
無 形 固 定 資 産	755	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	43,794	株主資本	85,494
投資有価証券	33,026	資本金	13,134
長期貸付金	13	資本剰余金	12,854
退職給付に係る資産	2,707	利益剰余金	66,303
繰延税金資産	438	自己株式	△6,799
差入保証金	2,799	その他の包括利益累計額	7,921
保険積立金	2,843	その他有価証券評価差額金	7,526
その他の	2,318	為替換算調整勘定	129
貸倒引当金	△352	退職給付に係る調整累計額	265
		新株予約権	107
		少数株主持分	3,893
		純資産合計	97,416
資 産 合 計	217,132	負 債 純 資 産 合 計	217,132

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

		百万円
売	上	237,389
売	上	210,080
販売費及び一般管理費	総利益	27,308
営業外収益	営業利益	19,527
営業外費用	営業利益	7,780
受取利息及び配当金		656
持分法による投資利益		150
不動産賃貸料		309
その他の		571
営業外費用		76
支払利息		21
支払手数料		79
減価償却費用		35
不動産賃貸費用		56
その他の		268
経常利益		9,109
特別利益		
投資有価証券売却益		309
ゴルフ会員権償還益		20
その他の		6
特別損失		
固定資産除却損		20
減損		73
投資有価証券評価損		276
解体撤去費用		108
解約違約金		280
独占禁止法関連損失引当金繰入額		719
その他の		82
税金等調整前当期純利益		7,884
法人税、住民税及び事業税		3,593
法人税等調整額		△5
少数株主損益調整前当期純利益		4,296
少数株主利益		284
当期純利益		4,011

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	百万円 13,134	百万円 12,854	百万円 65,823	百万円 △7,222	百万円 84,589
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,894		△1,894
当期純利益			4,011		4,011
自己株式の取得				△1,146	△1,146
自己株式の処分		△15		42	27
自己株式の消却		△1,528		1,528	-
連結範囲の変動			△93		△93
利益剰余金から 資本剰余金への振替		1,543	△1,543		-
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	480	423	904
当連結会計年度末残高	13,134	12,854	66,303	△6,799	85,494

	その他の包括利益累計額			
	その他 有価証券 評価差額金	為替換 算定 調整	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計
当連結会計年度期首残高	百万円 6,075	百万円 △294	百万円 -	百万円 5,781
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分				
自己株式の消却				
連結範囲の変動				
利益剰余金から 資本剰余金への振替				
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	1,450	423	265	2,139
連結会計年度中の変動額合計	1,450	423	265	2,139
当連結会計年度末残高	7,526	129	265	7,921

	新 予 約 株 権	少 数 株 主 分 持	純 資 産 計 合
当連結会計年度期首残高	百万円 89	百万円 3,471	百万円 93,932
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当			△1,894
当期純利益			4,011
自己株式の取得			△1,146
自己株式の処分			27
自己株式の消却			—
連結範囲の変動			△93
利益剰余金から 資本剰余金への振替			—
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	18	421	2,579
連結会計年度中の変動額合計	18	421	3,484
当連結会計年度末残高	107	3,893	97,416

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社数 連結子会社名

14社

(株)丸誠、(株)丸誠環境システムズ、(株)エム・エス・エス、高砂エンジニアリングサービス(株)、高砂建築工程(北京)有限公司、タカサゴシンガポールPte. Ltd.、高砂熱学工業(香港)有限公司、タカサゴベトナムCo., Ltd.、タイタカサゴCo., Ltd.、T. T. E. エンジニアリング(マレーシア) Sdn. Bhd.、日本ピーマック(株)、日本フローダ(株)、日本開発興産(株)、TTEマレーシアホールディングスSdn. Bhd.

当連結会計年度から、中期経営計画に基づき、重要性が増したタカサゴベトナムCo., Ltd. を連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社名

タカサゴエンジニアリングインディアPvt. Ltd.、PT. タカサゴインドネシア、タカサゴフィリピンInc.

(連結の範囲から除いた理由)

タカサゴエンジニアリングインディアPvt. Ltd. ほか2社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社の数 1社 持分法適用の関連会社の名称 日本設備工業(株)

(2) 持分法非適用の非連結子会社(タカサゴエンジニアリングインディアPvt. Ltd. ほか2社)および関連会社(苫小牧熱供給(株))は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、在外連結子会社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、各決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。なお、上記以外の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

② たな卸資産

未成工事支出金

個別法による原価法によっております。

商品及び製品、

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

材料貯蔵品

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

当社および国内連結子会社は主として定率法を採用しており、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。なお、在外連結子会社については定額法を採用しております。

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、耐用年数については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。また、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づいて計上しております。

③ 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、当連結会計年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。

- ④工事損失引当金 当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が合理的に見込まれるものについて将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。
- ⑤独占禁止法関連損失引当金 当社は、平成26年3月4日、北陸新幹線の設備工事の入札に関し、独占禁止法違反容疑により、公正取引委員会から刑事告発され、東京地方検察庁から起訴されております。かかる独占禁止法違反に関連して発生しうる課徴金納付やその他の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。
- ⑥役員退職慰労引当金 連結子会社の取締役および監査役の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (4)重要な収益および費用の計上基準
完成工事高および完成工事原価の計上基準
完成工事高の計上は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。
なお、工事進行基準による完成工事高は、167,811百万円であります。
- (5)重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産・負債および収益・費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における「その他の包括利益累計額」の「為替換算調整勘定」および「少数株主持分」に含めて計上しております。
- (6)退職給付に係る会計処理の方法
①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
- ②数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の際連結会計年度から費用処理しております。
- ③小規模企業における簡便法の採用
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (7)のれんの償却方法および償却期間
のれんの償却については、その効果が発現すると見積られる期間で償却し、その金額が僅少なものについては発生年度に全額償却しております。
- (8)その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 会計方針の変更に関する注記

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」といいます。）および「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」といいます。）を、当連結会計年度末より適用し（ただし、退職給付会計基準第35項本文および退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除きます。）、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異を退職給付に係る負債に計上いたしました。退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しております。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る負債が1,184百万円、退職給付に係る資産が2,707百万円計上されております。また、その他の包括利益累計額が265百万円増加し、少数株主持分が14百万円増加しております。

なお、1株当たり情報に与える影響は、「VI. 1株当たり情報に関する注記」（38頁）に記載しております。

II. 連結貸借対照表に関する注記

1. 未成工事支出金等に属する資産の科目およびその金額は次のとおりであります。

未成工事支出金	2,650百万円
商品及び製品	406百万円
仕掛品	15百万円
材料貯蔵品	409百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額 8,462百万円
3. 損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金等と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額は154百万円となっております。
4. 担保提供資産および担保付債務
 下記の資産は仕入債務の担保として質権設定に供しております。
 現金預金（定期預金） 29百万円

III. 連結損益計算書に関する注記

1. 売上原価に含まれている
 工事損失引当金繰入額 4,176百万円
2. 減損損失
 当社グループは、以下の資産について減損損失を計上しております。

用途	種類	場所	金額
遊休資産 計6件	建物・構築物、土地	神奈川県足柄下郡 他	73百万円

減損損失の算定にあたっては、遊休資産および賃貸資産については個別物件ごとに、その他の資産については、管理会計上の区分を単位としてグルーピングを行っております。

上記の資産については、時価の下落および売却の意思決定を行ったことにより、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額73百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物・構築物が41百万円および土地が32百万円であります。

なお、回収可能価額は、正味売却価額により算定しており、売却の意思決定を行った資産については売却予定価額、その他資産の評価は主に不動産鑑定評価基準に準じる方法に基づいて算出しております。

IV. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	85,765,768	—	2,000,000	83,765,768

株式数の減少は自己株式の消却によるものであります。

2. 自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	9,595,830	1,396,864	2,056,200	8,936,494

増加数の内訳は、次のとおりであります。

取締役会決議に基づく東京証券取引所における自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による増加	1,394,800株
単元未満株式の買取りによる増加	2,064株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

自己株式の消却による減少	2,000,000株
新株予約権の行使による減少	56,200株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	955百万円	12円50銭	平成25年3月31日	平成25年6月28日
平成25年11月13日 取締役会	普通株式	938百万円	12円50銭	平成25年9月30日	平成25年12月9日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの平成26年6月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり付議する予定であります。

① 配当金の総額 938百万円

② 1株当たり配当金 12円50銭

③ 基準日 平成26年3月31日

④ 効力発生日 平成26年6月30日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

4. 新株予約権等に関する事項

区分	内 訳	目的となる株式の数（株）
		当連結会計年度末
提出会社（親会社）	第1回（平成23年7月22日決議）	60,100
	第2回（平成24年7月20日決議）	80,900
	第3回（平成25年7月18日決議）	61,800
	合 計	202,800

目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、銀行等金融機関からの借入により資金調達しております。

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等は、顧客の信用リスクにさらされておりますが、当社は債権管理規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとの期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクにさらされておりますが、定期的に把握された時価が取締役会に報告されています。また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形・工事未払金等は、1年以内の支払期日であります。短期借入金および長期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、変動金利の借入金であるため金利の変動リスクにさらされておりますが、基本的にリスクの低い短期のものに限定しております。営業債務や借入金は、流動性リスクにさらされておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結決算日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

((注)2. 参照)

項 目	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 現金預金	46,253	46,253	—
(2) 受取手形・完成工事未収入金等	107,209	107,209	△0
(3) 有価証券および投資有価証券			
①満期保有目的の債券	99	101	1
②その他有価証券	29,493	29,493	—
資産計	183,056	183,057	0
(1) 支払手形・工事未払金等	62,184	62,184	—
(2) 短期借入金	4,347	4,347	—
(3) 未払金	24,696	24,696	—
(4) 長期借入金	100	100	0
負債計	91,328	91,329	0

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項
資産

(1) 現金預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)受取手形・完成工事未収入金等

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間および信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

(3)有価証券および投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

(1)支払手形・工事未払金等、(2)短期借入金および(3)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は1年以内返済予定の長期借入金を含めております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

非上場株式、非連結子会社および関連会社株式（連結貸借対照表計上額3,488百万円）は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)有価証券および投資有価証券」には含めておりません。

VI. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 1,248円38銭

「会計方針の変更に関する注記」に記載のとおり、退職給付会計基準等を適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な扱いに従っております。

この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額が、3円54銭増加しております。

2. 1株当たり当期純利益 53円24銭

VII. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	137,866	流 動 負 債	99,437
現金預金	33,891	支払手形	9,641
受取手形	3,495	工事期未借入金	43,701
完成工事未収入金	90,512	短期未借入金	3,222
未成工事支出金	2,588	未払費用	24,378
繰延税金資産	1,681	未払法人税等	2,641
未収入金	3,847	未払引当金	2,404
立替金の他	1,037	未成工事受入金	4,406
その他	911	預り金	4,878
貸倒引当金	△99	役員賞与引当金	60
固 定 資 産	49,952	完成工事補償引当金	501
有形固定資産	4,328	工事損失引当金	2,848
建物・構築物	2,034	独占禁止法関連損失引当金	719
機械・運搬具	49	その他	34
工具器具・備品	888	固 定 負 債	4,450
土地	1,022	長期借入金	68
建設仮勘定	333	長期未払金	85
無形固定資産	504	繰延税金負債	3,998
投資その他の資産	45,119	その他	298
投資有価証券	30,368	負 債 の 合 計	103,888
関係会社株	5,394	純 資 産 の 部	
長期貸付金	141	株 主 資 本	76,378
破産更生債権	368	資本剰余金	13,134
長期前払費用	73	資本準備金	12,853
前払年金費用	2,386	利益剰余金	57,012
差入保証金	2,482	利益準備金	3,283
保険積立金	2,710	その他利益剰余金	53,728
長期預金	1,200	配当平均積立金	656
その他	533	退職給与積立金	940
貸倒引当金	△540	繰越利益剰余金	42,878
資 産 合 計	187,819	自己株式	9,253
		評価・換算差額等	△6,622
		その他有価証券評価差額金	7,444
		新株予約権	107
		純 資 産 合 計	83,931
		負 債 純 資 産 合 計	187,819

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

		百万円
完 成 工 事 高		185,654
完 成 工 事 原 価		166,921
完 成 工 事 総 利 益		18,733
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		12,813
営 業 利 益		5,920
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	792	
受 取 保 険 金 保 険 配 当 金	144	
不 動 産 賃 貸 料	309	
そ の 他	272	1,517
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	43	
支 払 手 数 料	21	
減 価 償 却 費	79	
不 動 産 賃 貸 費 用	35	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	85	
そ の 他	39	303
経 常 利 益		7,134
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	287	
ゴ ル フ 会 員 権 償 還 益	20	
そ の 他	0	308
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	15	
減 損 損 失	73	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	276	
解 体 撤 去 費 用	108	
解 約 違 約 金	280	
独 占 禁 止 法 関 連 損 失 引 当 金 繰 入 額	719	
そ の 他	80	1,553
税 引 前 当 期 純 利 益		5,889
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,674	
法 人 税 等 調 整 額	28	2,703
当 期 純 利 益		3,186

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
当事業年度期首残高	13,134	12,853	—	12,853
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			△15	△15
自己株式の消却			△1,528	△1,528
利益剰余金から 資本剰余金への振替			1,543	1,543
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—
当事業年度期末残高	13,134	12,853	—	12,853

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金					
	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金				利益剰余金 合計
		配当平均 積立金	退職給与 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	
当事業年度期首残高	3,283	656	940	42,878	9,504	57,263
事業年度中の変動額						
剰余金の配当					△1,894	△1,894
当期純利益					3,186	3,186
自己株式の取得						
自己株式の処分						
自己株式の消却						
利益剰余金から 資本剰余金への振替					△1,543	△1,543
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	△251	△251
当事業年度期末残高	3,283	656	940	42,878	9,253	57,012

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当 事 業 年 度 期 首 残 高	△7,046	76,205	6,009	89	82,304
事 業 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△1,894			△1,894
当 期 純 利 益		3,186			3,186
自 己 株 式 の 取 得	△1,146	△1,146			△1,146
自 己 株 式 の 処 分	42	27			27
自 己 株 式 の 消 却	1,528	—			—
利 益 剰 余 金 か ら 資 本 剰 余 金 へ の 振 替		—			—
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)			1,434	18	1,453
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	423	172	1,434	18	1,626
当 事 業 年 度 期 末 残 高	△6,622	76,378	7,444	107	83,931

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

① 有 価 証 券

子会社株式および関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

② た な 卸 資 産

未成工事支出金

材料貯蔵品

個別法による原価法によっております。

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有 形 固 定 資 産 (リース資産を除く)

定率法によっております。なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無 形 固 定 資 産 (リース資産を除く)

定額法によっております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。また、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リ ー ス 資 産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸 倒 引 当 金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員賞与引当金

取締役に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づいて計上しております。

③ 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、当事業年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。

④ 工事損失引当金

当事業年度末手持工事のうち損失の発生が合理的に見込まれるものについて将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。

⑤独占禁止法関連
損失引当金 当社は、平成26年3月4日、北陸新幹線の設備工事の入札に関し、独占禁止法違反容疑により、公正取引委員会から刑事告発され、東京地方検察庁から起訴されております。かかる独占禁止法違反に関連して発生する課徴金納付やその他の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。

⑥退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

a 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

b 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(4) 収益および費用の計上基準

完成工事高および完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

なお、工事進行基準による完成工事高は、138,267百万円であります。

(5) 退職給付に係る会計処理

計算書類において、未認識数理計算上の差異の会計処理方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(6) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 未成工事支出金等に属する資産の科目およびその金額は次のとおりであります。

未成工事支出金 2,588百万円

材料貯蔵品 0百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 5,169百万円

(3) 損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金等と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額は154百万円となっております。

(4) 銀行借入金等に対する保証債務 3,840百万円

(5) 関係会社に対する短期金銭債権 846百万円

関係会社に対する長期金銭債権 342百万円

関係会社に対する短期金銭債務 6,097百万円

関係会社に対する長期金銭債務 3百万円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

売上高	1,066百万円
仕入高	21,381百万円
その他の営業取引高	35百万円
営業取引以外の取引高	1百万円

(2) 研究開発費の総額

688百万円

(3) 完成工事原価に含まれている

4,180百万円

工事損失引当金繰入額

(4) 減損損失

当社は、以下の資産について減損損失を計上しております。

用途	種類	場所	金額
遊休資産 計6件	建物・構築物、土地	神奈川県足柄下郡他	73百万円

減損損失の算定にあたっては、遊休資産および賃貸資産については個別物件ごとに、その他の資産については、管理会計上の区分を単位としてグルーピングを行っております。

上記の資産については、時価の下落および売却の意思決定を行ったことにより、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額73百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。

その内訳は、建物・構築物が41百万円および土地が32百万円であります。

なお、回収可能価額は、正味売却価額により算定しており、売却の意思決定を行った資産については売却予定価額、その他資産の評価は主に不動産鑑定評価基準に準じる方法に基づいて算出しております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	9,327,273	1,396,864	2,056,200	8,667,937

増加数の内訳は、次のとおりであります。

取締役会決議に基づく東京証券取引所における自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による増加	1,394,800株
単元未満株式の買取りによる増加	2,064株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

自己株式の消却による減少	2,000,000株
新株予約権の行使による減少	56,200株

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	125百万円
投資有価証券評価損	369百万円
ゴルフ会員権評価損	247百万円
ソフトウェア開発費	185百万円
未払事業税	195百万円
完成工事補償引当金	177百万円
工事損失引当金	1,011百万円
独占禁止法関連損失引当金	102百万円
退職給付引当金	904百万円
その他	876百万円
繰延税金資産小計	4,195百万円
評価性引当額	△1,021百万円
繰延税金資産合計	3,174百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	△847百万円
その他有価証券評価差額金	△3,815百万円
退職給付信託設定益	△827百万円
繰延税金負債合計	△5,490百万円
繰延税金資産の純額	△2,316百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	37.9%
(調整)	
永久に損金に算入されない項目	6.5%
永久に益金に算入されない項目	△3.8%
評価性引当額	2.9%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.4%
その他	1.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	45.9%

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以降開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の37.9%から35.5%に変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が82百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が82百万円増加しております。

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、CAD装置・事務用機器等を所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内 容	議決権等の 所有割合	関連当事者との関係		取引の 内 容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	高砂熱学 工業(香港) 有限公司	香港	5,000千 香港ドル	空調設備 等の施工	(所有) 直接 100%	兼任2名	債務保証	債務保証 (注)1	2,248	—	—
関連会社	日本設備 工業(株)	東京都 千代田区	460	空調設備 等の施工	(所有) 直接 34.55%	兼任1名	仕入先	空調設備 工事等の 発注 (注)3	14,921 (注)2	工事未払金	4,248 (注)2

- (注) 1. 高砂熱学工業（香港）有限公司の金融機関からの借入金および工事履行につき、債務保証を行っております。
2. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
3. 取引条件および取引条件の決定方針等
価格その他の取引条件は、個々の工事について見積りの提出を受け、その都度、交渉により取引金額を決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,116円18銭
- (2) 1株当たり当期純利益 42円13銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成26年5月9日

高砂熱学工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	星長 徹也 [Ⓔ]
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	園田 博之 [Ⓔ]
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩瀬 弘典 [Ⓔ]

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、高砂熱学工業株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、高砂熱学工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告独立監査人の監査報告書

平成26年5月9日

高砂熱学工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	星長	徹也 [Ⓔ]
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	園田	博之 [Ⓔ]
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩瀬	弘典 [Ⓔ]

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、高砂熱学工業株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第134期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第134期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針及び取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムの整備及び運用については、継続的に見直しと改善が進められていると認めます。

なお、事業報告に記載のとおり、当社は、平成25年9月、北陸新幹線の設備工事の入札に関して、独占禁止法違反の疑いがあるとして公正取引委員会の立入検査を受け、当社及び当社関係者が、平成26年3月、同法違反の容疑により、東京地方検察庁から起訴されました。また、当社は、同年3月に国土交通省から指名停止措置を受けております。監査役会は事実の究明及び再発防止のために社内緊急対策会議への常勤監査役の参加並びに社外調査委員会の設立と当該委員会への社外監査役の参加を取締役に求め、当社がコンプライアンス経営があらゆる事業活動の前提であるとの認識のもと、全社を挙げてその改善に取り組んでいることを確認しております。今後、こうした取組みが実効を上げるべく確実に実施されるよう監視してまいります。

四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員との地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月9日

高砂熱学工業株式会社 監査役会

常勤監査役 大和田克美[㊟]

常勤社外監査役 西村眞二[㊟]

常勤監査役 西部邦夫[㊟]

社外監査役 藤巻克平[㊟]

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主への利益還元を経営上の最重要課題と位置づけ、企業体質の強化を図りつつ安定した配当を行うことを基本方針としております。

本基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、次のとおりとさせていただきたいと存じます。これにより、1株につき、中間配当12円50銭と合わせまして、年間配当は25円となります。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金12円50銭 総額938,722,888円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
平成26年6月30日

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、経営の監督機能の強化を図るため、社外取締役1名を増員することといたしたいと存じます。

つきましては、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

その候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	おおうち あつし 大内 厚 (昭和24年7月29日生)	昭和50年4月 当社入社 平成10年4月 当社東京本店技術1部長 平成16年4月 当社東京本店副本店長 平成17年4月 当社大阪支店副支店長 平成18年4月 当社執行役員 平成20年4月 当社常務執行役員 当社大阪支店長 平成20年6月 当社取締役常務執行役員 平成22年4月 当社代表取締役社長社長執行役員 現在に至る	78,088株
2	かわた のぶお 川田 信雄 (昭和21年8月31日生)	昭和44年4月 当社入社 平成12年4月 当社東京本店営業3部長 平成17年4月 当社東京本店副本店長 平成18年4月 当社執行役員 平成20年4月 当社常務執行役員 当社営業本部長 平成20年6月 当社取締役常務執行役員 平成22年4月 当社取締役副社長副社長執行役員 当社首都圏営業本部長 平成22年10月 当社首都圏事業本部長兼首都圏事業本部首都圏営業本部長 平成23年4月 当社東日本事業本部長 平成24年4月 当社営業統括 現在に至る 平成25年4月 当社代表取締役副社長副社長執行役員 現在に至る 当社西日本事業本部長 現在に至る	53,344株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
3	しま やすみつ 島 泰光 (昭和23年7月8日生)	昭和47年4月 当社入社 平成13年4月 当社横浜支店管理部長 平成16年4月 当社名古屋支店管理部長 平成20年10月 当社執行役員 当社経理本部長 平成23年4月 当社常務執行役員 当社総務本部担当兼情報システム本部担当 平成23年6月 当社取締役常務執行役員 平成25年4月 当社取締役専務執行役員 当社管理本部長 平成26年4月 当社取締役副社長副社長執行役員 現在に至る 当社経営管理本部長兼国内関係会社担当 現在に至る	44,235株
4	たにぐち えみお 谷口 笑雄 (昭和24年1月26日生)	昭和46年4月 当社入社 平成13年4月 当社広島支店技術部長兼品質・環境部長 平成17年4月 当社広島支店長 平成18年4月 当社執行役員 平成20年4月 当社常務執行役員 平成20年6月 当社取締役常務執行役員 平成22年4月 当社東京本店長 平成22年10月 当社首都圏事業本部副事業本部長兼首都圏事業本部東 京本店長 平成23年4月 当社東日本事業本部副事業本部長 当社東日本事業本部東京本店長 現在に至る 平成25年4月 当社取締役専務執行役員 現在に至る 当社東日本事業本部長 現在に至る	38,937株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
5	<p>わたなべ じゅんぞう 渡部 純三 (昭和25年5月17日生)</p>	<p>昭和48年4月 当社入社 平成11年4月 当社東京本店設計2部長 平成13年4月 当社東京本店産業空調統括部長 平成18年4月 当社執行役員 当社産業空調事業本部長 平成20年4月 当社常務執行役員 平成22年6月 当社取締役常務執行役員 平成23年4月 当社エンジニアリング事業本部長 現在に至る 平成24年4月 当社海外現法関係担当 現在に至る 平成26年4月 当社取締役専務執行役員 現在に至る</p>	21,656株
6	<p>かみすぎ けいすけ 神杉 恵助 (昭和27年3月6日生)</p>	<p>昭和51年10月 当社入社 平成16年4月 当社東京本店設計部長 平成18年4月 当社産業空調事業本部営業部長 平成19年4月 当社産業空調事業本部副事業本部長 平成20年4月 当社執行役員 平成22年4月 当社関信越支店長 平成22年10月 当社首都圏事業本部関信越支店長 平成23年4月 当社東日本事業本部関信越支店長 平成24年4月 当社常務執行役員 平成24年6月 当社取締役常務執行役員 現在に至る 平成25年4月 当社技術本部長兼品質・環境・安全担当 現在に至る</p>	19,489株
7	<p>まつうら たくや 松浦 卓也 (昭和27年12月8日生)</p>	<p>昭和51年4月 当社入社 平成15年4月 当社営業本部営業企画部長 平成16年4月 当社経営企画本部営業企画部長 平成18年4月 当社営業本部営業企画部長 平成22年4月 当社執行役員 平成23年4月 当社営業本部副本部長 平成24年4月 当社常務執行役員 当社営業本部長 現在に至る 平成24年6月 当社取締役常務執行役員 現在に至る</p>	12,689株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
8	たかほら ちょういち 高原 長一 (昭和29年3月13日生)	昭和47年4月 当社入社 平成15年4月 当社東京本店技術4部長 平成17年4月 当社関東支店副支店長 平成22年4月 当社執行役員 当社関東支店長 平成23年4月 当社東日本事業本部副事業本部長兼東日本事業本部購 買本部長 平成24年4月 当社東日本事業本部東京本店副本店長 現在に至る 平成25年6月 当社取締役執行役員 平成26年4月 当社取締役常務執行役員 現在に至る	21,109株
9	まつなが かずお 松永 和夫 (昭和27年2月28日生)	昭和49年4月 通商産業省(現 経済産業省)入省 平成16年6月 原子力安全・保安院長 平成17年9月 大臣官房総括審議官 平成18年7月 大臣官房長 平成20年7月 経済産業政策局長 平成22年7月 経済産業事務次官 平成23年8月 経済産業省顧問 平成25年6月 当社社外取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) 住友商事株式会社社外取締役 株式会社損害保険ジャパン顧問 一橋大学大学院国際企業戦略研究科特任教授 名古屋大学客員教授	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
※10	<p style="text-align: center;">やぶなか みとじ 藪中 三十二 (昭和23年1月23日生)</p>	<p>昭和44年4月 外務省入省 平成14年12月 アジア大洋州局長 平成17年1月 外務審議官（経済） 平成19年1月 外務審議官（政務） 平成20年1月 事務次官 平成22年8月 外務省顧問 現在に至る</p> <p>（重要な兼職の状況） 川崎汽船株式会社社外取締役 三菱電機株式会社社外取締役 外務省顧問 株式会社野村総合研究所顧問 立命館大学特別招聘教授 大阪大学特任教授</p>	0株

- (注) 1. 各候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
2. ※印は新任の候補者であります。
3. 松永和夫氏および藪中三十二氏は、社外取締役候補者であります。
- 松永和夫氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は行政分野や経済分野における豊富な経験と識見を有しており、それらを活かして独立した立場から経営の監督とチェック機能を果たしていただけるものと判断したためであります。また、同氏は過去に会社の経営に関与しておりませんが、上記理由から、当社の経営に有用な指摘、意見をいただくなど、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。同氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
- 藪中三十二氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は外交分野や行政分野における豊富な経験と識見を有しており、それらを活かして独立した立場から経営の監督とチェック機能を果たしていただけるものと判断したためであります。また、同氏は過去に会社の経営に関与しておりませんが、上記理由から、当社の経営に有用な指摘、意見をいただくなど、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。
4. 当社は松永和夫氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度として損害賠償責任を負担する責任限定契約を締結しております。同氏が取締役に再任され就任した場合には、当社と同氏との間で、当該契約を継続する予定であります。また、藪中三十二氏が取締役に選任され就任した場合には、同様の契約を締結する予定であります。
5. 松永和夫氏および藪中三十二氏の選任議案が承認された場合、松永和夫氏は引き続き、また、藪中三十二氏は新たに、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員に指定され、同取引所に対する届出がなされる予定であります。
6. 松永和夫氏が当社社外取締役として在任中に発生した当社の不当な業務執行への対応等につきましては、本事業報告「IV. 会社役員に関する事項 4. 社外役員に関する事項 (4) 当事業年度における主な活動状況」(20頁)に記載のとおりであります。

7. 藪中三十二氏が川崎汽船㈱の社外取締役であった在任期間中である平成26年3月、同社は、自動車等の貨物の運送に関して独占禁止法に違反する行為があったとして公正取引委員会から排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。同氏は、事前には当該違反行為を認識していませんでしたが、日頃から取締役会において法令遵守の重要性について意見を述べており、また、当該違反行為判明後には、徹底した調査および再発防止の指示等を行っております。
8. 各候補者が所有する当社の株式数には、役員持株会名義の実質所有株式数が含まれております。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役藤巻克平氏は、本総会終結の時をもって任期満了となり、監査役西村眞二氏は、本総会終結の時をもって辞任されます。また、第2号議案（定款一部変更の件）の承認可決を条件として、変更後の定款第26条に基づき、監査機能の強化を図るため、社外監査役1名を増員することといたしたいと存じます。

つきましては、監査役3名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

その候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
※1	いとう てつお 伊藤 鉄男 (昭和23年3月15日生)	昭和47年9月 司法試験合格 昭和50年4月 検事任官 平成13年6月 東京地方検察庁特別捜査部長 平成19年7月 東京地方検察庁検事正 平成20年7月 高松高等検察庁検事長 平成21年1月 最高検察庁次長検事 平成22年12月 退官 平成23年4月 弁護士登録 現在に至る (重要な兼職の状況) 常和ホールディングス株式会社社外監査役 株式会社フュージョンパートナー社外監査役 西村あさひ法律事務所オブカウンセル 山梨学院大学大学院法務研究科特任教授	0株
※2	せやま まさひろ 瀬山 雅博 (昭和24年7月18日生)	昭和47年4月 松下電器産業株式会社（現 パナソニック株式会社） 入社 平成7年9月 パナソニックラテンアメリカ株式会社出向 営業責任者 平成11年9月 松下電器産業株式会社（現 パナソニック株式会社） 中南米本部企画部長兼営業部長 平成13年2月 ブラジル松下電器有限会社社長 平成17年6月 松下電器産業株式会社（現 パナソニック株式会社） 中南米本部長 平成20年6月 同社常任監査役（常勤） (重要な兼職の状況) グリー株式会社常勤社外監査役	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
※3	ふじわら まきお 藤原 万喜夫 (昭和25年8月14日生)	昭和49年4月 東京電力株式会社入社 平成19年6月 同社常務取締役新事業推進本部長 平成21年6月 同社常務取締役販売営業本部本部長 平成22年6月 同社取締役副社長販売営業本部長 平成23年6月 同社取締役副社長お客さま本部長 平成23年6月 同社常任監査役・監査役会会長 (重要な兼職の状況) 株式会社関電工社外監査役	0株

- (注) 1. 各候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
2. ※印は新任の候補者であります。
3. 伊藤鉄男氏、瀬山雅博氏および藤原万喜夫氏は、社外監査役候補者であります。
伊藤鉄男氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏の長年にわたる検事および弁護士としての専門的見地から適切な監査を行っていただけのものと判断したためであります。また、同氏は過去に会社の経営に関与しておりませんが、上記理由から、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。
瀬山雅博氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏は松下電器産業(株) (現 パナソニック(株)) における海外関係会社社長および監査役としての豊富な経験と識見を持ち、それらを活かして適切な監査を行っていただけのものと判断いたしました。
藤原万喜夫氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏は東京電力(株)における取締役および監査役、ならびに(株)関電工の社外監査役としての豊富な経験と識見を持ち、それらを活かして適切な監査を行っていただけのものと判断したためであります。
4. 瀬山雅博氏は松下電器産業(株) (現 パナソニック(株)) の出身であるところ、また、藤原万喜夫氏は東京電力(株)の出身であるところ、当社は、各社との間に工事の受注等、通常の営業取引関係を有しておりますが、当該取引については、当社の受注高および費用総額に占める割合は小さいこと等に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。
5. 瀬山雅博氏が松下電器産業(株) (現 パナソニック(株)) の常任監査役であった在任期間中に、同社は、冷蔵庫用コンプレッサー事業に関して独占禁止法に違反する行為があったとして、平成22年9月に米国司法省、同年10月にカナダ競争局との間で、それぞれ罰金を支払うことに合意し、また、平成23年12月に欧州委員会から制裁金支払命令を受けました。同氏は、事前には当該違反行為を認識しておりませんでした。日頃から法令遵守の視点に立ち、取締役会等を通じて職務を遂行し、法令に反する業務執行がなされないことがないよう努めておりました。また、当該違反行為判明後には、再発防止に向けた取組みの内容を確認いたしました。
6. 藤原万喜夫氏が(株)関電工の社外監査役であった在任期間中である平成25年12月、同社は、地中送電ケーブル工事に関して独占禁止法に違反する行為があったとして公正取引委員会から排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。また、同社は、平成26年4月、国土交通省から営業停止処分を受けました。同氏は、事前には当該違反行為を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において法令遵守の重要性とその徹底について適宜意見を述べており、上記の件につきましても関係法令の遵守および再発防止に向けた提言を積極的に行うとともに、適宜報告を求めるなどその職責を果たしております。

7. 伊藤鉄男氏、瀬山雅博氏および藤原万喜夫氏の選任議案が承認された場合、当社は各氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度として損害賠償責任を負担する責任限定契約を締結する予定であります。
8. 伊藤鉄男氏、瀬山雅博氏および藤原万喜夫氏の選任議案が承認された場合、3氏は新たに、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員に指定され、同取引所に対する届出がなされる予定であります。

第5号議案 監査役の報酬等の額改定の件

当社の監査役の報酬額は、平成18年6月29日開催の第126回定時株主総会において、「1事業年度8,000万円以内」とご決議いただき今日に至っておりますが、その後の経営環境の変化および監査機能の充実、強化に伴う監査役の増員など諸般の事情を考慮いたしまして、監査役の報酬額を「1事業年度8,500万円以内」と改定することについてご承認をお願いするものであります。

なお、現在の監査役は4名ですが、第4号議案（監査役3名選任の件）が原案どおり承認可決されますと、監査役は5名になります。

以 上

